

報告第14号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成29年12月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

2 損害賠償の相手方

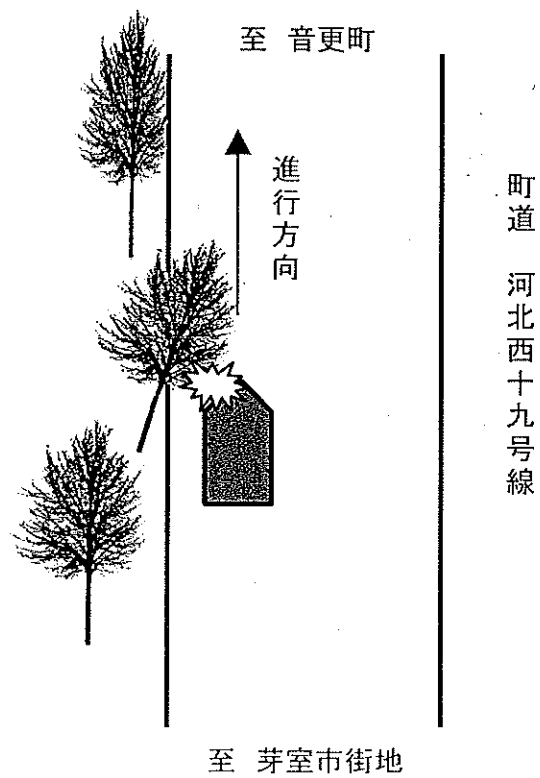
平成29年10月26日 専決処分

説 明

平成29年9月21日午前4時20分頃、町道河北西十九号線を相手方トラックが南から北へ向かって走行中、傾倒した道路法面雑木の枝と接触し、フロントガラス助手席側上部を破損させたものであります。



事故発生状況図



報告第15号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成29年12月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額
- 2 損害賠償の相手方



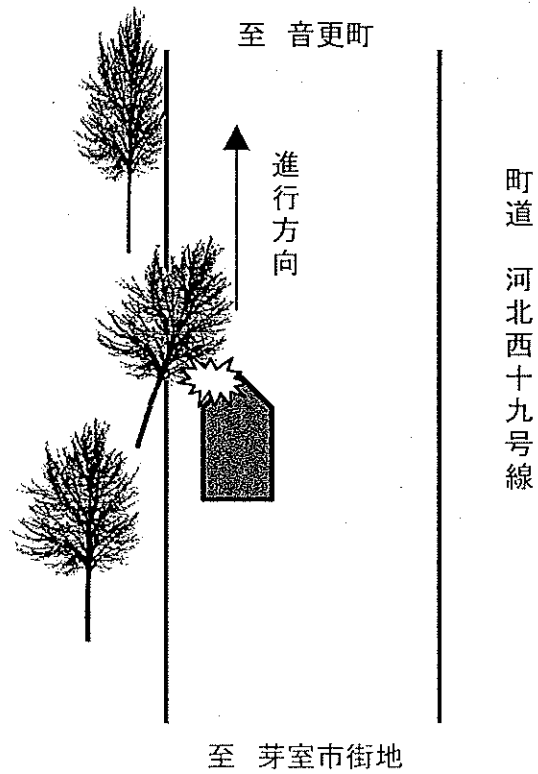
平成29年10月27日 専決処分

説 明

平成29年9月21日午前7時頃、町道河北西十九号線を相手方トラックが南から北へ向かって走行中、傾倒した道路法面雑木の枝と接触し、フロントガラス助手席側上部を破損させたものであります。



事故発生状況図



報告第16号

専決処分について報告の件（その3）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成29年12月1日提出

芽室町長 宮西 義憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額
- 2 損害賠償の相手方

[Redacted content]

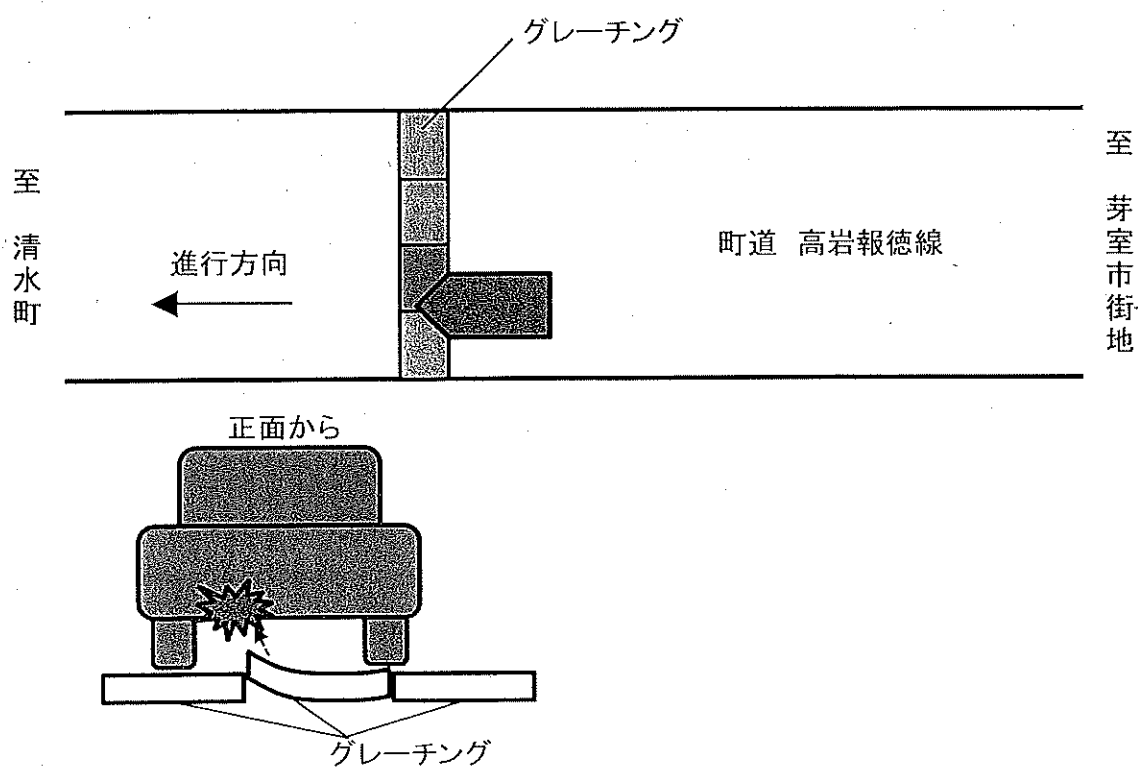
平成29年10月27日 専決処分

説 明

平成29年9月16日午後2時40分頃、町道高岩報徳線を走行中の相手方車両が、歪みにより両端が反り上がった状態のグレーチングに乗り上げ、車両下部を破損させたものであります。



事故発生状況図



報告第17号

専決処分について報告の件（その4）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成29年12月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

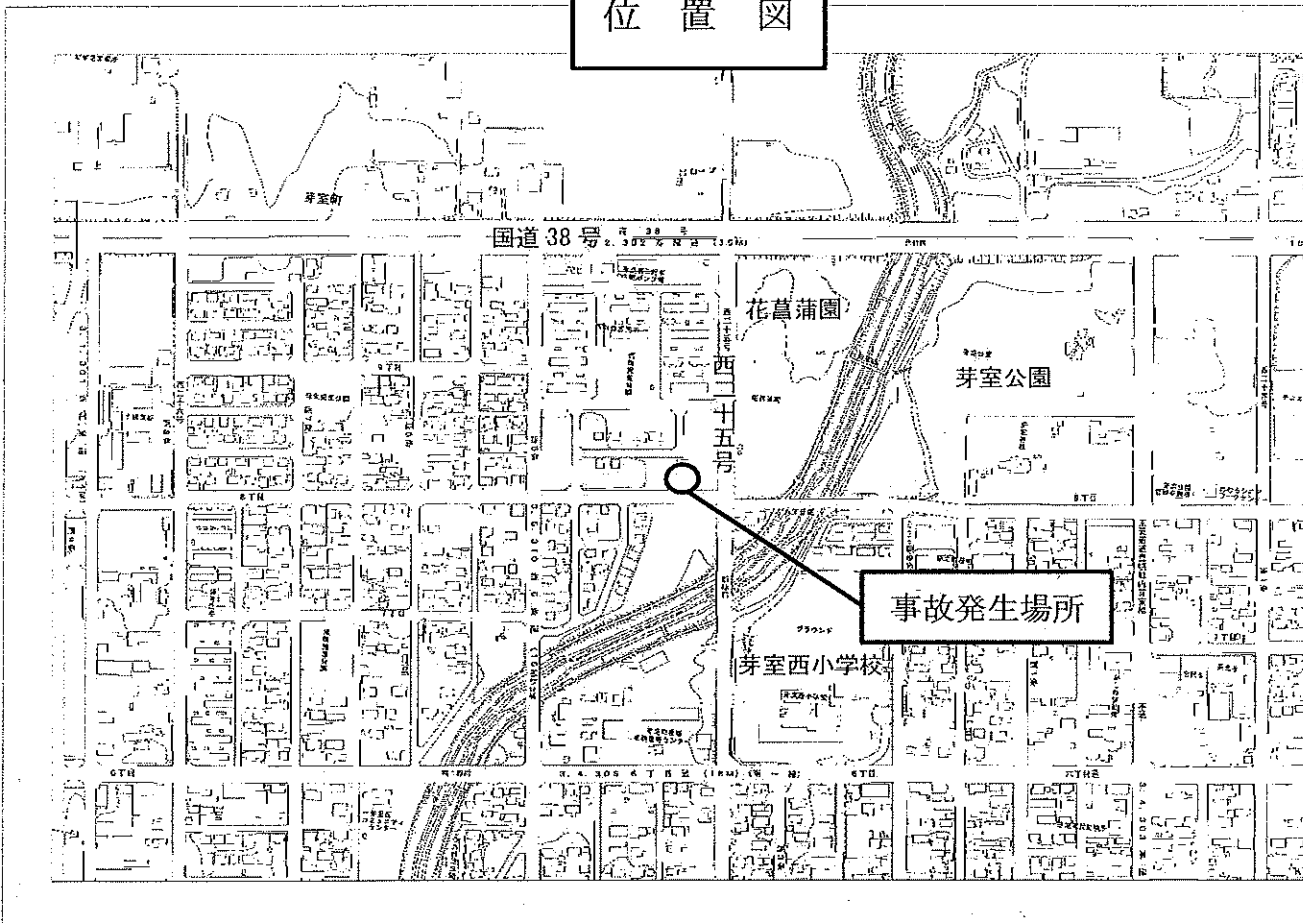
2 損害賠償の相手方

平成29年10月24日 専決処分

説 明

平成29年9月13日午後1時頃、緑町緑地草刈り作業中、飛石により  
所有の住宅窓ガラスを破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

